

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年8月1日開催 主要行等]

1. 7月14日から的大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 7月14日から的大雨にかかる災害等により被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、宮城県に災害救助法の適用がなされ、これを受けて7月19日、東北財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 要請地域で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- また、7月18日から的大雨により、九州地方を中心に被害が生じていることも踏まえ、被災地で営業している金融機関においては、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○令和4年7月14日から的大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
宮城県	7月15日 (7月16日)	東北財務局	7月19日

2. 事業者支援の徹底について

- これまで累次にわたる要請も踏まえ、事業者等への資金繰り支援等に着実に取り組んでいただいているものと認識している。なかでも、金融庁で集計している金融機関における貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移している。

- ただし、ゼロゼロ融資の据置期間が終了し、既に元金返済が開始されている一部の事業者からは、元金返済開始後の条件変更には応じてもらえないといった声が聞かれている。
- 現下、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、原油価格・物価上昇等により、事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いており、金融機関におかれては、既に元金返済が始まっている事業者に対しても、業況を積極的に把握し、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するなど、事業者のニーズに応じ、事業者に寄り添ったきめ細かな支援をお願いしたい。

3. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しについて

- 2021 事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、6月24日、その結果概要を公表した。
 - 業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
 - 金融機関においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続の見直しに向けて取り組むべき事項を策定し、その具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。
 - 具体的な取組事項の検討に際しては、
 - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討
 - ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
 - ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進
- といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照

いただきたい。

4. 経営者保証に関するガイドラインの一層の浸透について

- 6月23日、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び「経営者保証に関するガイドライン」における廃業時の保証債務整理に関する参考事例を公表した。
- この参考事例は、先般公表された「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」を受け、廃業時において保証債務の整理を行った事例を金融機関より収集し、中でも有効な取組みを取りまとめたもの。
- こうした事例も参考に、保証人の個人破産回避に向けた取組みを検討すると共に、経営者保証に関するガイドラインの一層の浸透に努めていただきたい。

5. 2022 事務年度の大手銀行グループへのモニタリングについて

- コロナの影響、資源価格・物価高騰の懸念、主要国中銀の利上げ、円安の進行など、銀行グループを取り巻く金融経済情勢は刻々と変化している。こうした中、銀行グループにおいては、健全性を維持しつつ、金融仲介機能等を発揮すべく、十分な信用リスク・市場リスク管理態勢を構築することや顧客本位の業務運営に取り組んでいくことが重要。

また、銀行グループにおいて国境・業態を跨ぐ業務展開が進展している中、それに伴うリスク管理の高度化、加えて、世界情勢が緊迫する中で高まるサイバーセキュリティ、マネロン等といったリスクへの対応を適切に実施していく必要がある。

こうした中、金融庁における的確な実態把握と必要に応じた政策的対応を行うため、2022 事務年度においても、引き続き、金融庁内で、個別金融機関や業態に関する知見を有するチームと、それぞれのリスク分野に関する専門的・業態横断的な知見を有するチームが、連携してモニタリングを実施していく。特に以下の項目について重点的に対話を行いつつ、その状況等を確認

していく。

① 金融仲介機能の発揮状況やその基盤となる財務の健全性について

具体的には、

- ・ 金融機関による与信管理や経営改善・事業再生支援の状況や態勢
- ・ 内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業者の再編に係る資金といったニーズの高い分野についての融資慣行
- ・ 有価証券投資等や外貨流動性に係るリスク管理態勢

② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策、サイバーセキュリティ管理態勢の高度化について

③ グループ・グローバルベースのガバナンスについて

具体的には、

- ・ 海外におけるファンドや低信用先との取引に関するグループ・グローバルの戦略やリスク管理枠組み
- ・ 銀証間のファイアーウォール規制の緩和を踏まえた優越的地位の濫用に関する防止態勢

④ 顧客本位の業務運営について

具体的には、

- ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
- ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているか

○ 大手銀行グループに対しては、適時のヒアリングや報告徴求に加え、通年・専担検査の枠組みにより、こうしたモニタリングを実施していく。金融機関側の事務負担に配慮した効率的・効果的な運営を心掛けていく。

6. 顧客本位の業務運営に係るモニタリング結果の公表について

- 6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
 - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
 - ・ 多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
 - ・ 仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要といった点を指摘している。
- 引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

7. 2022 事務年度のマネロン検査について

- 金融庁は、2022 事務年度も、預金取扱金融機関や資金移動業者、暗号資産交換業者に対して、マネロン検査を鋭意実施する予定。2021 事務年度と同様に、金融庁マネロンガイドラインにおける「対応が求められている事項」の対応実施状況を中心に検証を行うものであり、引き続き、金融機関側において、何をどこまで対応すればよいか明確になるような検査に努めていきたい。
- 2021 事務年度においては、全国銀行協会にも協力いただき、準会員（新形態、外銀支店）向けのマネロン勉強会を開催した。参加した各行においては、勉強会での説明内容も踏まえ、鋭意態勢整備を進めていただきたい。
- また、先般コメントを頂いたFAQについても近日中に改訂版を公表予定であり、こうした資料も活用していただきたい。

8. マネロン・システムの共同化について

- マネロン・システムの共同化については、地方銀行協会及び第二地方銀行協会も参加し、青写真をまとめていただくなど積極的に業界の議論をまとめていただいたものと承知。
- 改正資金決済法も成立し、引き続き業界一丸となって、効率的な共同化システムを構築できるよう、地方銀行協会及び第二地方銀行協会を巻き込んで検討を進めていただきたい。
- マネロン・システムの共同化は、大きなマネロン等リスクにさらされている預金取扱金融機関全体のマネロン等対策の底上げに資するものであり、金融庁としても、全国銀行協会を中心とした実用化への取組みをしっかりとサポートしていく。
- 多くの銀行が活用できるシステムの構築に向け、業界において引き続きしっかりとした検討を進めていただくことを期待。

9. レバレッジ比率規制の見直しに関するパブリックコメントについて

- レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を総エクスポージャーから除外する時限的措置については、2024年3月31日まで存置する（2022年3月25日公表）。
- 2024年4月1日以降の枠組みとして、以下の改正案を公表（パブリックコメント期間は7月15日（金）～8月15日（月））。
 - ・ レバレッジ比率については、日銀預け金を総エクスポージャー額から除外した上で、最低所要水準を3%から0.15%引き上げ、3.15%とする。G-SIBsについては、G-SIBsに適用されるレバレッジ・バッファ見合い分として、レバレッジ・バッファに0.05%を上乗せする。
 - ・ 総エクスポージャーベースのTLAC比率についても、日銀預け金を総エクスポージャー額から除外した上で、最低所要水準を6.75%から0.35%

引き上げ、7.10%とする。

- ・ なお、レバレッジ比率及び総エクスポージャーベースの TLAC 比率の開示は、引き続き、日銀預け金額を含む値と除外した値の双方について行うものとする。

10. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重要テーマとして施策を進めてきた。
- 7月13日に、サステナブルファイナンスの推進に係る過去1年の施策の進捗、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表した。
- 第二次報告書には、
 - ・ 「**企業開示の充実**」として、6月に金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設ける旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと
 - ・ 「**市場機能の発揮**」として、
 - 企業の ESG の取組みを評価する ESG 評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG 評価機関の行動規範」の案を7月12日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと、
 - また、ESG 関連の公募投資信託について、5月に資産運用業者への金融庁の期待を公表しており、今後さらに監督指針の改正などを検討していくべきこと
 - ・ 「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」について、7月12日に、金融機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関と顧客事業者との間の、脱炭素等を踏まえた事業改革に向けた対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。

- 国際的にも、今後、ネットゼロに向けた中間目標の設定が加速していくことが想定される中、ネットゼロ連合に加入している金融機関を中心に、大手金融機関においては、こうした国際的な議論にも参画しながら、産業界・企業と緊密に対話を進め、実効的な目標設定とその達成に向けた実践を進めていただきたい。

11. 資産運用業高度化プログレスレポートについて

- 金融庁は、2020年・2021年に続き3回目となる「資産運用業高度化プログレスレポート2022」を5月27日に公表した。今回のレポートの主要なメッセージのうち、3点を紹介する。
- 第一に、顧客利益最優先で運用商品の組成・提供・管理が行えているのかというプロダクトガバナンスのあり方についての問題提起。
 - ・ 今回、国内株アクティブファンド444本の時系列データを分析したところ、約半数において信託報酬等のコスト控除後の超過リターンの推計値がマイナスとなっており、パッシブ投資よりもパフォーマンスが劣る結果となった。超過リターンの推計値が有意にマイナスとなったファンド32本を見ると、大手資産運用会社のファンドが多くを占め、独立系の資産運用会社のファンドは見られない。
 - ・ 大半の大手資産運用会社の商品ラインナップには、中長期的にアルファがマイナスとなっていると考えられるファンドが存在しており、商品組成後の品質管理に問題が認められる。主要行等においても、こうした状況を十分に認識いただき、系列運用会社の商品の品質管理に目配りいただきたい。
 - ・ 加えて、販売会社として、顧客利益の観点から、パフォーマンスの低いファンドについて、併合や繰上償還への協力、コスト水準の適正化を検討いただきたい。
- 第二に、近年増加している ESG 投信に関するグリーンウォッシュ問題へ

の対応について。

- ・ 金融庁が2021年末に行った調査・分析を踏まえ、今般、運用会社向けに「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」を整理した。
- ・ 今後も、資産運用会社の対応のモニタリングを継続し、2023年3月末を目途に、ESG投信に関する考え方等を「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に明示する予定。顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、適切な投資判断を行えるよう、顧客と接点を有する販売会社の立場からも、この期待事項を参考にしつつ、運用会社の組成するESG投信を検証の上、販売いただきたい。

○ 第三に、その他の論点として、仕組債やファンドラップ、アセットオーナー（企業年金）等についての分析や課題提起を行った。

- ・ 仕組債やファンドラップについても、顧客利益に照らし、コストに見合ったリターンになっているのかという観点から、商品性について改めて検討いただきたい。また、仕組債については、取扱金融機関各社や業界団体が自主的にデータを集計して定期的に公表するとともに、重要情報シートで組成・販売それぞれの実質コストを開示するなど、顧客向けの情報提供を充実させていくことが重要。

○ 金融庁としては、「貯蓄から投資」への大胆かつ抜本的なシフトに向けて、資産運用の高度化に係る様々なステークホルダーと対話を継続していく所存であり、各金融機関からも積極的に提案いただきたい。

12. 暗号資産に関する動向について

○ 暗号資産に関する動向を紹介する。金融安定理事会（FSB）は、7月11日、「暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント」と題する声明を公表した。この声明のポイントは次のとおり。

- ① 声明は、第一に、暗号資産交換業者に対しては、規制を遵守する必要性を、各国当局に対しては、FATF基準などの国際スタンダードを実施する必要性を指摘している。

- ② 声明は、第二に、引き続き FSB が暗号資産やステーブルコインに対する強固な規制・監督政策の策定と実施へ向けた作業に取り組む、と述べている。具体的には、FSB は、10 月の G20 に 2 つの市中協議文書を提出する予定である。一つは、2020 年に公表したグローバル・ステーブルコインに関する「10 のハイレベルな規制・監督・監視上の勧告」の見直しに関するもの、もう一つは、暗号資産に関する規制監督アプローチの国際的な一貫性を促すものである。
 - ③ 声明は、このほか、他の基準設定主体における暗号資産関連の取組みに対する歓迎や支持も表明している。具体的には、暗号資産エクスポージャーに係る健全性規制上の取扱いに関するバーゼル委員会（BCBS）の取組み等である。
- 2022 年 6 月、金融庁の羽瀨国際政策管理官が、FATF 基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名された。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

13. 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 7 月 15 日から 16 日にかけて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、世界経済や金融セクターに関する論点等が議論された。今後 10 月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11 月に首脳会議が開催される予定。
- 今回の会合後には、議長国インドネシアから、会議における各国の意見や広く支持を得た内容をまとめた「G20 議長サマリー」が公表された。主なポイントは次のとおり。
- ・ サステナブルファイナンスについては、傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）を中心に議論が進展していることが歓迎された。SFWG では、トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みや、金融機関のネットゼロに向けたコミットメントの信頼性向上に関する作業が続

けられており、10月の大臣総裁会議に報告される予定。

- ・ 金融規制やシステムに関する論点については、暗号資産に対する強固な規制・監督に向けたFSBの進行中の作業が歓迎された。作業の結果は、10月のG20大臣総裁会議に報告される予定。また、FATF（金融活動作業部会）の暗号資産に関する基準、特にトラベルルールを効果的に実施することが支持されている。

（以上）